



第3期桑名市障害者計画・ 第4期桑名市障害福祉計画案の概要

平成27年2月



本物力こそ桑名力

計画策定の背景について

本市では、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しながら、自己選択と自己決定のもとに、社会活動に参加することができる「ノーマライゼーション社会」の実現を目指し、障害福祉施策を進めてまいりました。

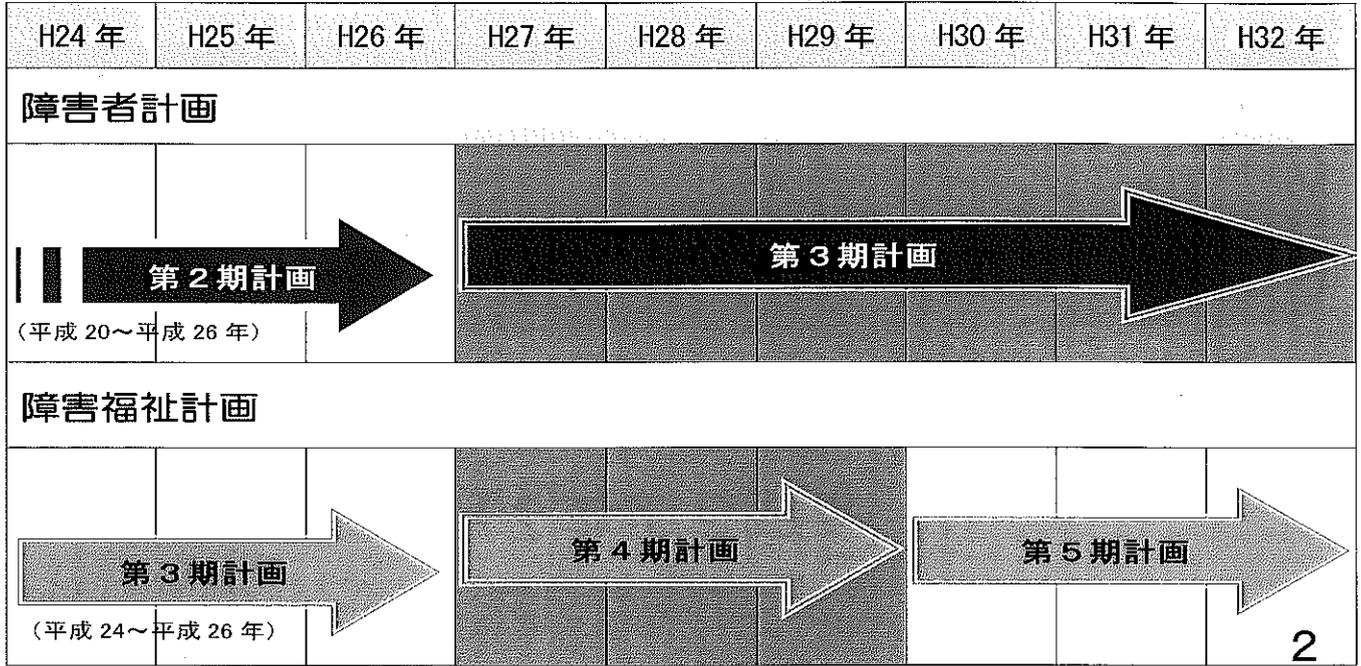
近年、障害のある方を取り巻く環境や施策は、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定など、大きく変化しております。

このような中、本市では、第3期桑名市障害者計画と第4期桑名市障害福祉計画案を一体的に策定してまいりました。

計画の期間について

計画の期間は、障害者計画は平成27年から平成32年の6年間、障害福祉計画は平成27年から平成29年の3年間とします。

■計画期間

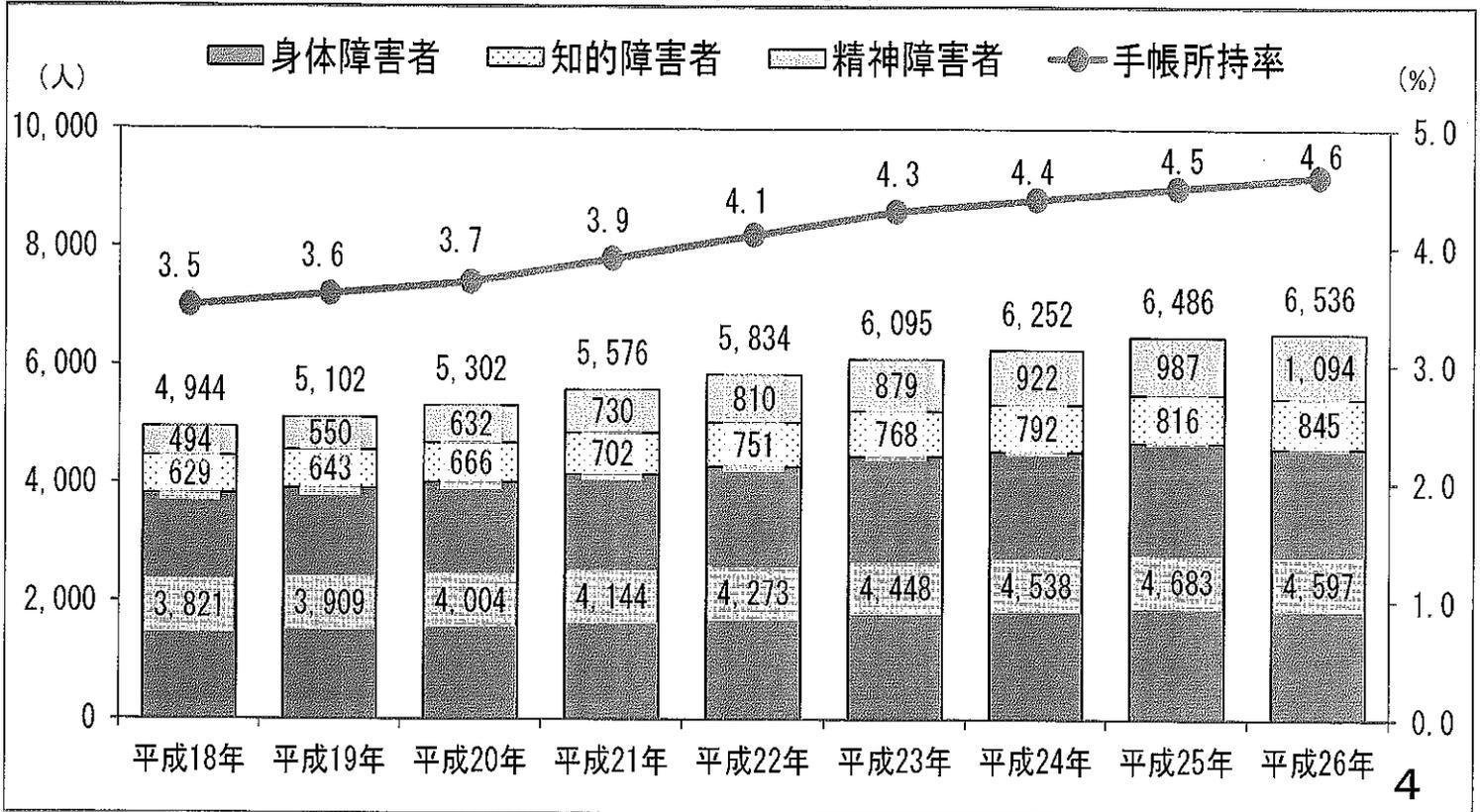


計画の位置づけ等について

項目	障害者計画	障害福祉計画
名称	桑名市障害者計画	桑名市障害福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)
性格	障害者施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画 (基本計画的)	障害福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画 (実施計画的)
計画期間	(桑名市7年) 第1期 平成13年度～平成19年度 第2期 平成20年度～平成26年度	3年(桑名市変則的) 第1期 平成18年度～平成20年度 第2期 平成21年度～平成23年度 第3期 平成24年度～平成26年度
備考	内閣府 策定義務(平成19年度～) 平成18年以前は努力規定	厚生労働省 策定義務(平成18年度～)

障害のある方を取り巻く現状について

図表：手帳所持率及び障害児者別手帳発行数の推移



計画案作成までの流れ

インタビューの実施

アンケート調査票を作成するために障害のある方や家族の「思い」や「困りごと」について話を聞いた。

アンケート調査票の作成および実施

インタビューの内容を整理しアンケート調査項目に反映

課題の分析

アンケート調査の結果から見えてきたことを会議の参加者で共有。取り組むべき課題について協議。

計画案作成

計画の骨子

抽出された課題をもとに、計画の骨子を検討しとりまとめ。障害者計画の基本計画は、グループワークで検討。障害福祉サービスの数値目標について協議。

「めざす姿」を協議

アンケート調査結果や障害のある方の思いなどから会議で協議。

障害のある方の思いや困りごと等の把握

インタビューの実施

参加者：身体や視覚、聴覚、肢体、精神、自閉症等障害のある方
やそのご家族 8グループ

聞き取り時間：60分～90分

聞き取り内容：

1. 桑名市でどんな暮らしをしたいか
2. 桑名市がどんなまちだったら
住みやすいか
3. 現在の暮らしで困っていること
4. より良い生活のために、ご自身で
できること
5. その他

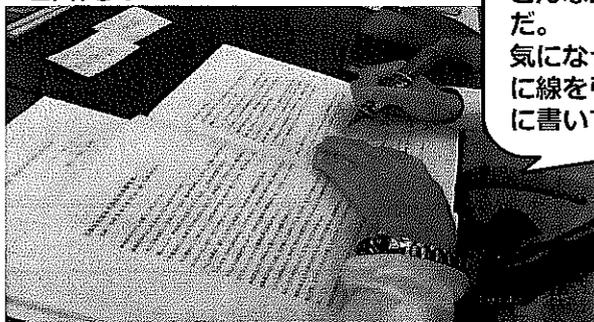


6

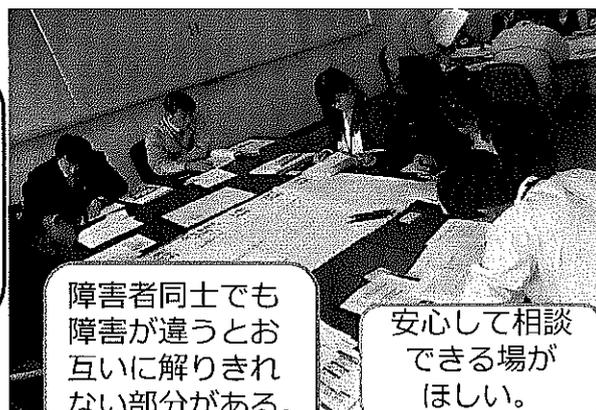
アンケート調査票の作成

庁内会議の実施

インタビュー内容から障害のある方の困りごとや生活状況を知る。



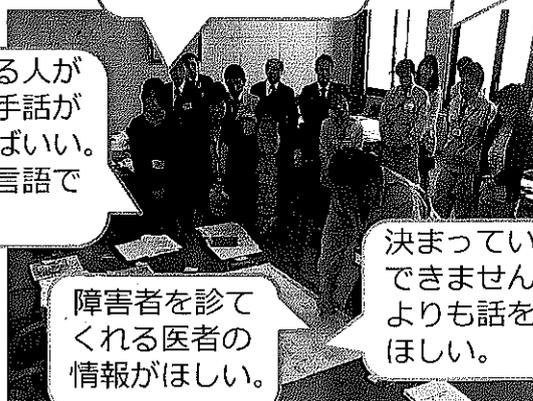
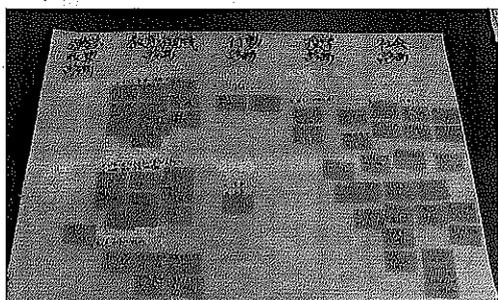
こんなことがあるのか。知らなかったなあー。こんな困り事があるんだ。気になったことばの下に線を引いて「付箋」に書いてみましょう。



障害者同士でも障害が違うとお互いに解りきれない部分がある。

安心して相談できる場がほしい。

聞こえる人がみんな手話ができればいい。手話は言語である



障害者を診てくれる医者への情報がほしい。

決まっているからできませんと言うよりも話を聞いてほしい。

7

障害者計画案の基本理念について

基本理念については、アンケート調査の中のまちの将来像に関して、障害のある方から多くの支援をいただきましたので、桑名市地域自立支援協議会等では、「障害があってもなくてもみんなが気持ちよく過ごせる明るいまちづくり」と考えましました。

基本理念

障害があってもなくても
みんなが気持ちよく過ごせる
明るいまちづくり

10

障害者計画案の基本方針について

1. 障害を理解し思いやりのあるまちづくり

- 障害や障害のある方への理解について広報やホームページにより周知・啓発を図るとともに、イベントや交流活動を通じて、相互理解を進めてきました。しかしながら、アンケート調査やインタビューを通して、まだまだ障害のある方に対する理解は深まっていないという意見が多く寄せられました。
- そのため、今後も、あらゆる機会を活用して広報啓発活動を推進し、障害があってもなくてもみんなが交流し、ふれあう機会を増やすことで、障害を理解し思いやりのあるまちづくりを目指していきます。

2. 安心して暮らせるまちづくり

- 住み慣れた地域で、その人その人にあった医療・福祉・保健等のサービスを受けながら安心して暮らせるようにサービス提供体制の拡充に努めてきました。
- アンケート調査では障害福祉サービスを現在利用していないが、今後利用したいという潜在的なニーズや道路や公共施設等のバリアフリー化等の意見が寄せられました。また、生活する上での様々な不安も感じていることがわかりました。
- そのため、ライフステージを通じて切れ目のない支援を提供するための相談窓口の充実を図ります。障害福祉サービス、保健・医療サービスの供給体制の整備、その他日々の暮らしの支援の充実にも努め、安心して暮らせるまちづくりを目指していきます。

3. 社会参加を応援するまちづくり

- 誰もが自分らしく生き生きと充実した生活を送るためには、社会との関わりが重要となります。
- アンケート調査では、教育、余暇活動、就労等の意見から、もっと社会に出て日々の生活を充実させたいという思いが寄せられました。
- そのため、教育や生活を豊かにする文化芸術・スポーツ活動、また、就労等への支援等、各種施策の充実を図り、社会参加を応援するまちづくりを目指していきます。

11

施策の取組と方向性について

障害や障害のある方への理解の促進

- 障害の特性と必要な配慮の理解促進及びサポート
- 障害についての理解を図る教育の推進

相談支援体制の充実

- 相談支援体制の充実
- 身近な相談支援の充実
- 障害児の相談支援体制の充実

文化芸術活動・スポーツ等の進行

- 文化芸術活動の振興
- 指導者の養成
- 障害者の作品の発表の場づくり

振興

12

障害福祉計画の障害福祉サービスについて

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

目標値の設定にあたっては、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上の方が地域生活へ移行することとともに、平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本とします。本市では、これまでの実績、地域の実情を踏まえて目標値を設定します。

2. 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本としています。本市では、圏域での調整を踏まえて、目標を設定します。

3. 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業の利用者数については、平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上を目指します。

本市では、これまでの実績、地域の実情を踏まえ目標を設定します。

13

障害福祉サービスについて

■数値目標

(単位：1月あたり)

サービス名		平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	人	265	272	279
	人日	4,770	4,896	5,022
短期入所	人	64	75	86
	人日	384	450	516
共同生活援助 (グループホーム)	人	96	107	118
就労移行支援	人	9	11	13
	人日	153	187	221

※「人日」は、「1か月あたりの利用人数」×「1人1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量である。

14

計画の推進について

全員参加型の計画の推進

計画推進については、施策の総合的な推進を図るため、庁内の横断的な連携・調整の強化に努めます。また、障害者の諸団体、保健所、公共職業安定所、サービス提供事業者と連携し、効果的な施策の推進を図ります。

計画の進捗管理

(1) 計画の評価、管理

障害福祉施策の進捗状況を点検評価するために桑名市地域自立支援協議会において、施策の検討を図っていきます。

(2) P D C Aサイクルによる障害福祉計画の達成状況の点検・評価

計画の達成状況の点検及び評価について、定期的に調査分析等を行います。

(3) 調査研究及び情報提供

障害者施策を適切に講ずるため、障害者の実態調査等を実施しデータの収集・分析を行うとともに、調査結果を計画の推進に反映させるように努めます。計画の推進において広く市民の理解と協力を得るため、効果的な情報提供とともに、市民の意見の反映に努めます。

15